不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪自動車税事務所 | 人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 平成30年  ９月13日 | 午前９時00分から  午後３時30分まで | 午前９時00分から  午後５時30分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の１に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【休暇休業制度解説】（総務事務システム「各種規定・手引き集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月18日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉南府税事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 平成31年３月 | １名 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日）

非常勤職員の通勤に係る費用弁償の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央府税事務所 | 一般職非常勤職員就業等規則第22条第４項では、通勤に係る費用弁償の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅最寄駅から勤務公署最寄駅までのうちＪＲの利用区間について、分割定期券額で算定されていなかったため、過払が生じていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 | | 平成29年２月から  平成29年３月まで | 33,800円 | 31,370円 | 2,430円 | | 平成29年４月から  平成30年３月まで | 194,500円 | 182,040円 | 12,460円 | | 平成30年４月から  平成31年３月まで | 194,500円 | 182,040円 | 12,460円 | | 速やかに是正措置を講じるとともに、今後は非常勤職員の通勤に係る費用弁償の認定事務について適正な事務処理を行われたい。  【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】  第３条　非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。  【一般職非常勤職員就業等規則】  第22条　通勤に係る費用弁償の支給の対象者は、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35条）第14条第１項の規定に準ずるものとする。  　２　通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。  　　一　六月の通勤定期券による運賃の額  　　二　三月の通勤定期券による運賃の額  　　三　一月の通勤定期券による運賃の額  　　四　一日の普通乗車券による運賃の額  　４　通勤に係る費用弁償の額は、第２項各号に掲げる額を基礎として、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額によるものとする。  【通勤認定の取扱いについて（通知）】人事局長（人企第2103号　平成27年３月２日）  第３　最も経済的な経路の取扱い  ２　ＪＲの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を２つに分割した場合の定期券額（以下「分割定期券額」という。）の方が安価となる場合は、分割定期券額で算出することとする。  　　　ただし、２分割を超える分割がより安価であり、かつ職員本人がその分割数で購入する場合には、その分割数に基づき、認定を行うこととする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月８日）

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 日本万国博覧会記念公園事務所 | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 契約名称 | 契約金額 | 契約期間 | | 大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務 | 169,499,000円 | 平成30年10月１日から  平成31年３月31日まで | | 大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務 | 74,884,000円 | 平成30年10月１日から  平成31年３月31日まで |   　契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び「大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの『誓約書』の提出について」により、元請負人や下請負人等から暴力団員等でない旨の誓約書を提出させることとなっているが、大阪府立万国博覧会記念公園管理運営業務に係る第三者への委託契約について、下請負人から誓約書を徴取していなかった。 | 契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府暴力団排除条例】  （公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）  第11条  ２　知事は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。  【大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について（平成23年３月11日　大阪府総務部契約局契約総務課）】  　公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年４月１日から大阪府暴力団排除条例が施行されます。公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。  　具体的な内容は、下記のとおりです。  記  １　対象　　契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）  （以下略） |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月15日から同月17日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 日本万国博覧会記念公園事務所 | 平成26年度において、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）から日本万国博覧会記念公園事務所に資産の移管を行う際に、機構が実施した未完成工事等に係る経費については、建設仮勘定に計上した。  　本件の内容を確認したところ、以下の５件については、平成30年度末までに工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 承継額 | 未精算額 | | 平成23年度 | 太陽の塔耐震補強他改修工事基本・実施設計委託業務 | 36,000,000円 | 36,000,000円 | | 平成24年度 | 東口連絡橋耐震補強工事実施設計業務委託 | 10,870,000円 | 10,870,000円 | | 平成24年度 | 太陽の塔内部展示改修工事基本・実施設計業務委託 | 10,445,680円 | 10,445,680円 | | 平成25年度 | 万博記念競技場メインスタンド１階便所他改修工事実施設計業務委託 | 1,680,000円 | 1,680,000円 | | 平成25年度 | 野球場スタンド内部改修他１件工事実施設計業務委託 | 687,163円 | 687,163円 | |  | 合計 | 59,682,843円 | 59,682,843円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算時に、消費税相当額の取扱いを含め、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)　建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)　建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月15日から同月17日まで）

有効期間を経過した計量器の使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 修徳学院 | 寮父母が寮舎内の私室において、個人的に使用しているため負担すべき電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、寮父母から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 使用目的 | 計量器の種類 | 有効期限の終期 | | 第２寮舎内私室分 | 電力量計（一般用）　１台 | 平成13年12月 | | 第８寮舎内私室分 | 電力量計（一般用）　１台 | 平成27年８月 | | 第13寮舎内私室分 | 電力量計（一般用）　１台 | 昭和71（平成８）年12月 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【計量法】  （使用の制限）  第16条　次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第２条第１項第２号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第６条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第１項及び第151条第１項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。  三　第72条第２項の政令で定める特定計量器で同条第１項の検定証印又は第96条第１項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月３日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉佐野保健所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが43件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 平成30年４月 | ２名 | ２件 | | 平成30年５月 | ６名 | ９件 | | 平成30年６月 | ４名 | ５件 | | 平成30年８月 | ５名 | ６件 | | 平成30年９月 | ３名 | ３件 | | 平成30年10月 | ４名 | ４件 | | 平成30年11月 | ３名 | ３件 | | 平成30年12月 | ２名 | ２件 | | 平成31年１月 | ２名 | ２件 | | 平成31年２月 | ３名 | ４件 | | 平成31年３月 | ３名 | ３件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年12月10日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 四條畷保健所 | 下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | 事務器具類 | 平成15年３月25日 | １ | 173,250円 | | シュレッダー | | 検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月22日）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 計量検定所 | 下記の業務委託契約について、受注者において契約書で定める必要な帳簿が作成されていないにもかかわらず、当該業務が契約書及び仕様書に適合するものと認め、委託業務完了検査を行っていた。  　定期検査業務及び計量証明検査業務並びに手数料の徴収事務に関する委託契約  （37,855,840円）  　・現金出納簿（契約書第１条第３項に定める「手数料等の徴収事務処理要領」様式第４号） | 検出事項について、受注者に対し必要な帳簿を作成するよう求めるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月30日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 北大阪高等職業技術専門校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務の確認入力をしなければならないが、ともに時間外勤務時間の確認を怠っているものが２件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 時間外勤務命令・実績 | 出勤・退勤時刻 | | Ａ | 平成30年７月 | ７時50分～11時50分 | ８時15分～11時55分 | | 平成30年９月 | ７時50分～12時50分 | ７時24分～11時54分 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに正確な時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者は出退勤時刻と実績の確認を徹底するなど、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日）

譲渡前調査のより効率的な運用について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：動物愛護管理センター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　動物愛護管理センターについて  　　人と動物が共生できる社会の実現の理念のもと、府民が動物を愛護する心を育むとともに、動物に関する正しい知識や理解を深める  取組を進めるため、動物愛護管理行政を推進する拠点として設置（平成29年８月１日開所）  　（主な事務）  　　・動物愛護の普及啓発　・動物の相談、適正飼養等の指導　・動物の収容、引取り、返還及び譲渡　など  ２　動物の引取り及び譲渡について  　　動物愛護管理センター（以下「センター」という。）では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の引取り及び引き取った  動物の飼養を希望する者に譲渡する事業を実施している。  【動物の愛護及び管理に関する法律】  第35条　都道府県等（都道府県及び指定都市、中核市）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第７条第４項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。  ４　都道府県知事等は、第１項本文の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。  ３　大阪府における犬・猫等の収容状況について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：頭数     |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | 犬 | 犬の引取り | 275 | 139 | 116 | 100 | 117 | | 捕獲犬（負傷犬含む） | 139 | 92 | 87 | 70 | 65 | | 犬合計（収容数） | 414 | 231 | 203 | 170 | 182 | | 猫 | 猫の引取り（所有者あり） | 187 | 128 | 75 | 185 | 90 | | 猫の引取り（所有者なし） | 1,615 | 1,355 | 765 | 464 | 433 | | 猫合計（収容数） | 1,802 | 1,483 | 840 | 649 | 523 | | その他 | | 136 | 86 | 49 | 112 | 83 |   ４　犬・猫の処分及び譲渡の状況について  (1) 犬・猫の処分数と譲渡数の推移について  　　・犬及び猫の収容数は５年間で大幅に減少（犬56％減少・猫70％減少）  ・犬及び猫の処分数は５年間で大幅に減少（犬73％減少・猫71％減少）  　　・犬及び猫の返還及び譲渡率についても上昇（犬16.4％上昇・猫13.92％上昇）  ・譲渡先については、個人９割・団体１割  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：頭数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：頭数   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | 猫 | 収容数(A) | 1,802 | | 1,483 | 840 | 649 | 523 | | 返還数(B) | 5 | | 3 | 3 | 0 | 2 | | 譲渡数(C) | 68 | | 46 | 46 | 65 | 92 | | 処分数 | 1,485 | | 1,161 | 665 | 513 | 418 | | 返還及び譲渡率  （B+C）/(A)　％ | 4.05 | | 3.30 | 5.83 | 10.02 | 17.97 |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | 犬 | 収容数(A) | 414 | 231 | 203 | 170 | 182 | | 返還数(B) | 56 | 40 | 34 | 36 | 35 | | 譲渡数(C) | 190 | 128 | 105 | 90 | 103 | | 処分数 | 172 | 71 | 42 | 41 | 46 | | 返還及び譲渡率  （B+C）/(A)　％ | 59.42 | 72.73 | 68.47 | 74.12 | 75.82 |   (2) 犬・猫の譲渡手続について   1. **譲渡登録申請受付**   　　希望する動物や飼養環境等を記入した「譲渡データ登録申請書」と適正飼育可能であることや非営利等を確認する  ↓　「基準チェック表」をセンターへ提出（窓口・郵送・FAX・E-mail）  譲渡前調査の日程調整（飼育場所等の事前調査。犬は必須。猫は必要に応じて実施）、譲渡前講習会を予約   1. **譲渡前調査**   ↓　　家庭訪問による飼育予定場所の事前調査   1. **譲渡前講習会**   ↓　　センターが開催する譲渡前講習会を受講。受講者には受講済証を交付   1. **マッチング**   ↓　　センター又は各支所に来所し、希望する動物がいれば、譲渡日等決定（原則、その日の譲渡はしない）   1. **譲渡**   　　　譲渡日に「譲渡申請及び誓約書」提出後、譲渡    ５　譲渡前調査  (1) 譲渡前調査について  犬は多頭飼育や近隣苦情等が懸念されることから、犬の譲渡希望登録者に  対し、マッチング前に家庭訪問による譲渡前調査を行っている。譲渡前調査  では、飼養予定場所である自宅等へ職員２名が赴き、飼育環境等について確認  （概ね30分程度）。不備等があれば併せて指導を実施している。  (2) 譲渡前調査後の状況について  調査実施後、同居家族の反対等の理由により、譲渡に至らないケースが発生  している。平成30年度譲渡前調査実施142件のうち、11件が譲渡に至らず登録  抹消となり、令和元年12月時点においても46件が７～19月間（平均13.2月間）  待機状態となっている。  なお、平成29年度以前の譲渡前調査実施後の状況について把握できていない。  (3) センターがマッチング前に家庭訪問による譲渡前調査を行っている理由【センターの主張】  ・マッチング後に譲渡前調査を行い譲渡不適格者であった場合、譲渡希望者に行った譲渡前講習会及びマッチングが無駄になる。  ・マッチングを行った犬は、譲渡前調査が実施されるまでの間、譲渡対象外の待機状態になることから、万一譲渡不適格者となった場合、次のマッチングまでの間、待機状態になる。  ・環境省パンフレット「動物の適正譲渡における飼い主教育」の適正譲渡の流れにおいても、譲渡希望登録時点での家庭　訪問を例示しており、それに沿ったもの。大阪府内では堺市以外の全ての市町村がマッチング前に譲渡前調査を実施。  ・申請、譲渡前調査（飼養環境の確認）、講習会受講を完了した方を譲渡要件を満たす者として譲渡希望者登録している。  ・飼育予定場所の確認だけでなく、飼養ルールやマナー等の指導を譲渡前調査時に行っている。 | 平成30年度に譲渡登録申請者宅の譲渡前調査を142件実施したが、85件については譲渡が行われたものの、11件は登録抹消となったほか、46件が７～19月間待機状態となっている。待機が長期間に及ぶと、申請者宅の状況が変化し、再度の調査が必要となる場合も考えられる。  なお、平成29年度以前の譲渡登録申請者について、譲渡前調査が行われた件数、登録抹消となった件数等が把握されておらず、申請時に譲渡前調査を行うことが効率的・効果的であったかどうか検証されていない。 | 現在行っている譲渡前調査について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、より効率的・効果的な運用方法について検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年12月４日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 動物愛護管理センター | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われているものが８件あった。  また、８件の契約のうち６件については、請求日後に経費支出伺（支出負担行為）の決裁が行われていた。  なお、下記１の決裁遅延（平成30年５月28日）判明後、同様事案の有無について確認されておらず、平成31年３月までの間に７件の決裁遅延が発生していた。  １　契約名称：大阪府動物愛護管理センターで使用する小型・乗用・自家用車輌（１台）の  賃貸借契約の締結及び経費の支出について  (1)契約日　　：平成29年11月14日  (2)履行期間　：平成30年４月１日から平成30年11月15日まで  (3)負担行為額：259,200円  (4)請求日　　：平成30年５月１日  (5)経費支出伺の決裁日：平成30年５月28日  (6)支出額　　：34,560円  ２　契約名称：旧動物管理指導所における機械警備に係る電話回線使用料の経費支出について  (1)対象期間　：平成30年３月26日から平成30年３月31日まで  (2)請求日　　：平成30年６月５日  (3)経費支出伺の決裁日：平成30年７月31日  (4)支出額　　：1,623円  ３　契約名称：平成30年度全国動物管理関係事業所協議会近畿ブロック会会費納入に係る  経費の支出  (1)履行期間　：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで  (2)請求日　　：平成30年７月27日  (3)経費支出伺の決裁日：平成30年８月12日  (4)支出額　　：2,000円  ４　契約名称：ゆうちょ銀行振込用紙による大阪府動物愛護管理基金への寄附に伴う手数料  の支払いについて  (1)契約日　　：平成30年９月１日  (2)履行期間　：平成30年９月１日から平成31年３月31日まで  (3)負担行為額：3,000円  (4)請求日　　：平成30年10月10日  (5)経費支出伺の決裁日：平成30年10月13日  (6)支出額　　：30円  ５　契約名称：犬の回収及び運行管理業務委託契約の締結及び経費の支出について  (1)契約日　　：平成30年４月１日  (2)履行期間　：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで  (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日  (4)負担行為額：4,263,840円  ６　契約名称：猫の回収及び運送業務委託契約の締結及び経費の支出命令について  (1)契約日　　：平成30年４月１日  (2)履行期間　：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで  (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日  (4)負担行為額：4,598,100円  ７　契約名称：「大阪府職員の地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員送迎  バスの利用に関する覚書」の関する経費について  (1)契約日　　：平成29年７月28日  (2)履行期間　：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで  (3)負担行為額：3,320,352円  (4)請求日　　：平成30年11月27日  (5)経費支出伺の決裁日：平成30年11月30日  (6)支出額　　：3,320,352円  ８　契約名称：動物愛護管理センター泉佐野支所に設置している浄化槽の保守点検業務委託  に係る経費支出について  (1)契約日　　：平成30年４月２日  (2)履行期間　：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで  (3)請求日　　：平成31年３月５日  (4)経費支出伺の決裁日：平成31年３月12日  (5)支出額　　：36,720円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。  また、契約後にやむを得ない理由で支出負担行為の変更をするときは、変更経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、変更経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っているものがあった。  経費支出伺の遅れ  １　契約名称：家畜保健衛生所における自動ドアの修理  (1)契約日　：平成30年４月23日  (2)履行期間：平成30年４月23日から平成30年４月27日まで  (3)検査日　：平成30年４月23日  (4)経費支出伺の決裁日：平成30年４月25日  (5)支出額　：75,600円  ２　契約名称：動物用多項目自動血球計数装置の修理  (1)契約日　：平成30年５月23日  (2)履行期間：平成30年５月23日から平成30年５月31日まで  (3)検査日　：平成30年５月23日  (4)経費支出伺の決裁日：平成30年５月28日  (5)支出額　：31,104円  ３　契約名称：ウイルス検査室内における空調設備の修理  (1)契約日　：平成30年７月19日  (2)履行期間：平成30年７月19日  (3)検査日　：平成30年７月19日  (4)経費支出伺の決裁日：平成30年７月26日  (5)支出額　：58,298円  変更経費支出伺の遅れ  １　契約名称：温水高圧洗浄機の修理  (1)契約日　：平成30年４月26日  (2)履行期間：平成30年４月26日から平成30年６月11日まで  (3)当初の経費支出伺の決裁日：平成30年４月26日  (4)変更経費支出伺の決裁日：平成30年６月12日  (5)検査日　：平成30年５月31日  (6)支出額　：1,879円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |  |  | | --- | | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月28日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 動物愛護管理センター | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済みの誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 平成30年10月４日 | 平成30年10月３日 | 平成30年10月３日 | 780円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

管内旅費の支給事務の不備

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 動物愛護管理センター | 大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 東京都 | 平成31年２月21日から同月22日まで | 38,600円 | １人 | 令和元年５月15日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性にについて周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 動物愛護管理センター | 下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | OA器具類 | 平成６年11月14日 | １ | 188,490円 | | ワードプロセッサー | | 機械器具類 | 理化学器具類 | 平成17年8月30日 | １ | 2,467,500円 | | 理化学機器 | | 家具什器類 | 冷暖房器具 | 平成３年９月13日 | １ | 499,035円 | | クーラー | | 機械器具類 | 理化学器具類 | 平成16年９月22日 | １ | 291,900円 | | 理化学機器 | | 品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。  ５　廃棄　備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。  【適正な会計事務手続きの徹底について】（平成24年３月31日　会計局長通知）  本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。  しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。  このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。  記  １　物品の管理等の適正化について  　②　備品の実査  　　　備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年３分の１ずつ３年周期とするなど）、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。  　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

産業廃棄物処理に係る事務手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 動物愛護管理センター | 産業廃棄物収集運搬委託契約及び産業廃棄物処分委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、契約内容（数量等）を書面で締結しなければならない。下記の２件の契約については、当初の契約書締結後に委託する産業廃棄物の数量を変更することとなったにもかかわらず、それぞれの変更契約書の決裁と締結が、検査日後に行われていた。  また、委託する産業廃棄物の数量の変更に伴い委託金額が増額となったが、経費支出変更伺書の決裁が、検査日後に行われていた。  １　感染性廃棄物収集運搬の委託契約  (1)履行期間　：平成30年９月５日から平成31年３月31日まで  (2)検査日　　：平成30年10月29日  (3)変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日：平成31年２月７日  (4)変更増額　：648円  ２　感染性廃棄物処分の委託契約  (1)履行期間　：平成30年９月５日から平成31年３月31日まで  (2)検査日　　：平成30年10月29日  (3)変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日：平成31年２月７日  (4)変更増額　：2,160円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】  （事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）  第６条の２　法第12条第６項の政令で定める基準は、次のとおりとする。  四　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。  イ　委託する産業廃棄物の種類及び数量  ロ　産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地  ハ　産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力  ニ　産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の４の５第１項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨  ホ　産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第５項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力  ヘ　その他環境省令で定める事項  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

河川（親水施設）の安全対策について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：枚方土木事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　枚方土木事務所管内の親水施設  従前、河川管理は、洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持を目的としてきた。しかし、平成９年に河川法が改正され、河川には豊かな自然環境を残し潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待されるとして、河川環境の整備と保全が河川法の目的として追加された。これを受け整備された枚方土木事務所管内の親水施設※は、令和元年現在、下表のとおりである。  ※親水施設とは…川へのアクセス路、散策路・遊歩道、親水護岸など人と川との触れ合いの場を創出することを目的として設置された施設をいう。   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | No. | 河川名 | 場　　所 | 親水施設 | | | | | | ①階段 | ②坂路 | ③緩傾斜護岸 | ④高水敷遊歩道 | ⑤飛石 | | １ | 天野川 | 枚方市天之川町宮之阪 | ○ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | | ２ | 枚方市星丘 | ○ | ○ |  | ○ |  | | ３ | 枚方市山之上 |  | ○ | ◎ |  |  | | ４ | 枚方市釈尊寺町・交野市松塚 |  | ○ |  |  |  | | ５ | 交野市星田北 | ◎ |  |  |  |  | | ６ | 交野市私市 | ◎ |  |  |  |  | | ７ | 交野市私市 | ○ |  | ◎ |  |  | | ８ | 四條畷市上田原 |  |  | ◎ |  |  | | ９ | 穂谷川 | 枚方市牧野阪 | ◎ |  | ◎ |  |  | | 10 | 枚方市藤阪南町 | ◎ |  |  |  |  | | 11 | 讃良川 | 四條畷市岡山 | ◎ |  |  |  |  | | 12 | 岡部川 | 四條畷市中野 | ◎ |  | ◎ |  |  | | 13 | 寝屋川 | 寝屋川市東大利町 | ○ | ○ |  | ○ |  | | 14 | 寝屋川市幸町 | ◎ | ○ | ◎ |  | ○ | | 15 | 寝屋川市川勝町 | ○ | ○ |  | ○ |  | | 16 | 打上川 | 寝屋川市打上 |  |  | ◎ |  |  | | 17 | 穂谷川 | 枚方市山田池南町 |  |  | ◎ |  |  |   ◎は入水可能なものを示す  ２　親水施設の安全対策  枚方土木事務所等では、洪水・渇水等の流況の変化やこれらによる河床の洗掘や陥没等といった河川に内在する危険性を踏まえた上で、府民等が安心して河川を利用できるよう、次の安全対策に取り組んでいる。  (1)看板の設置  ・「雨がふったら川に近づかないで」「水がふえたら川に入っちゃダメ」等と記載した看板を設置し、河川空間の危険性について注意喚起している。  ・看板の記載内容については、「増水」の危険性について示されたものが大半である。また、文字のみのものや文字数が多いものが見受けられる。  ・設置場所については、河川空間へと続く入口付近が多い。  (2)親水施設の安全点検  ・毎年、ゴールデンウイーク前（気温が上昇し、子どもたちが河川に近づく機会が増加する前）に、管内の親水施設について、職員による注意喚起看板の設置状況及び親水施設の状況の点検を実施している。  (3)地域住民等へ周知啓発イベントの実施  ①　水辺の楽校  ・毎年７月と８月に、天野川の枚方市域と交野市域の２箇所で、小学生とその保護者を対象に、川の楽しさと怖さの両方を学んでもらうこと等を目的とする「水辺の楽校」を実施し、「雨が降って増水した時には川には近づかない」「川底は一定ではなく、深掘れしているところもあるので注意が必要」等、川に関する注意点を説明している。  ・枚方市域では昨年、交野市域では今年・昨年と２年連続で、天候事情により中止となっている。  ②　淀川まるごと体験会  ・地域住民等が開催する「淀川まるごと体験会」において、水辺の楽校と同様の啓発活動を行っている。  (4)教育委員会等への周知・啓発の依頼（本庁）  ・毎年、ゴールデンウイーク前に、教育委員会等に対し、学校等を通じて「河川には目に見えない深みがあり、浅いところであっても水難に遭うおそれがある」等の川の危険について周知するよう依頼文書を発出している。  (5)府ホームページによる啓発（本庁）  ・河川愛護月間（７月）のＰＲページにおいて、河川は「大雨による急な増水などにより避難が遅れる、河川の深みに転落するなど、水難事故につながる」こともある等を記し、河川への理解を深め、安全に利用するよう周知している。  ３　高槻市芥川水難事故を踏まえた点検等  令和元年９月７日、茨木土木事務所が管理する高槻市の芥川の親水施設の近くで、川遊びに来ていた小学生のきょうだい３人と祖父がくぼみ部分で溺れたとみられる死亡水難事故が発生した。本事故後、枚方土木事務所では、本庁河川室の指示を受け、次の調査等を実施していた。  (1)親水施設等についての緊急調査  調査時期　　　令和元年９月10日～９月13日  調査項目　　　①注意喚起看板の設置状況、記載されている内容　　　②親水施設の損傷状況  調査手法　　　職員による目視  管内対象施設　６河川17施設  調査結果　　　①看板については問題なし  　②親水施設については、岡部川の階段において石張りの剥がれ（損傷）があった。（経過観察中）  (2)親水施設以外の箇所についての点検  調査時期　　令和元年10月１日～10月31日  調査区間　　管理河川のうち、河川沿いを散策できる区間  調査対象　　①既存の柵（フェンス、転落防止柵、門扉）　　　②看板  調査手法　　職員による目視  調査結果　　①柵については、枚方土木事務所管内において３河川７カ所において安全利用に支障のある個所があった。令和元年11月８日までに応急措置を、令和２年３月31日までに本復旧を完了予定  ②看板については、１河川１カ所において劣化等により表示が不明瞭な注意喚起看板があった。令和元年11月８日までに復旧を完了  (3)その他（本庁）  ・本庁河川室において、教育委員会等への改めての周知・啓発の依頼（令和元年９月９日付け）が行われた。また、府ホームページ（啓発）の充実、看板の設置基準の策定等が予定されている。 | １　河川の危険性を示す看板の記載内容と設置場所  ・枚方土木事務所では、親水施設を利用する府民等へ向けて、河川の危険性を示す看板を設置している。しかし、その記載内容については、「増水」の危険性について示されたものが大半であり、文字のみのものや文字数が多いものが見受けられる。すなわち、くぼみ等の増水以外の河川の危険性について十分に周知や注意喚起がされているとは言い難い。また、表現について、危険判断能力や危険回避能力が小さい子ども等にも危険が十分伝わるよう配慮がされているとは言い難い。  ・また、設置場所について、増水による破損や流失を想定し、河川空間へと続く入口付近の側面の手すりや柵等に設置されているものが多い。このため、水際に設置した場合や、入口付近であっても利用者の進行方向（正面）に設置した場合と比較すると、見過されやすく、注意喚起効果は低いものとなっている。  ２　河川の危険性についての周知・啓発  ・毎年度、「水辺の楽校」等の地域住民等への周知啓発イベント等を行い、河川の危険性や注意点を説明することとしているが、枚方市域では昨年、交野市域では今年・昨年と２年連続で、天候事情により中止となっており、地域住民等に対する周知・啓発の実効性が確保されているとは言い難い。 | １　河川の危険性を示す看板の記載内容と設置場所  ・親水施設を利用する府民等へ向けて、河川の危険性を示す看板については、現場ごとに利用者視点に立った検証を行い、くぼみ等の増水以外の危険性についても十分に周知・注意喚起を図るとともに、より注意喚起効果が高まるよう表現や設置場所等を工夫されたい。  ２　河川の危険性についての周知・啓発  ・ハード面での取組には限界があることから、府民の安全・安心を確保するためには、河川には危険が内在することの周知・啓発が極めて重要であることに鑑みると、「水辺の楽校」が天候事情により、開催不能となった場合の代替措置について検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年12月３日、事務局：令和元年10月31日）

非常勤職員の年次休暇の不適切な管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 収用委員会  事務局 | 非常勤職員の年次休暇については、任用の日から１年以上継続して勤務し、前年度の１年間の勤務日の日数の８割以上の日に出勤をした場合は、一般職非常勤職員就業等規則別表第２に掲げる日数を付与するものとされている。  しかし、収用委員会事務局において、平成27年10月１日に任用し以降継続して勤務した非常勤職員に対し、平成30年４月１日に付与した年次休暇については、別表第２における「勤続勤務年数が２年以上３年未満」に該当することから12日とすべきところを０日としていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 雇用期間 | 任用の日（平成27年10月１日）からの継続勤務期間 | 年度当初に付与される  年次休暇付与日数 | | | （正） | （誤） | | 平成27年10月１日  ～平成28年３月31日 | － | ０日 | - | | 平成28年４月１日  ～平成29年３月31日 | ６月を超える | 10日 | - | | 平成29年４月１日  ～平成30年３月31日 | １年６月以上 | 11日 | - | | 平成30年４月１日  ～平成30年９月30日 | ２年６月以上 | 12日 | ０日 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 【一般職非常勤職員就業等規則】  (年次休暇)  第13条　一般職非常勤職員のうち、６月を超える期間の定めにより勤務するものの年次休暇は、定められた任用期間につき別表第一に掲げる日数とする。  ２　一般職非常勤職員のうち、６月を超える期間の定めにより勤務するものが、任用の日から１年（年度の途中に任用された一般職非常勤職員の６月を超え１年未満の勤務期間は、１年とみなす。）以上継続して勤務し、前年度の１年間の勤務日の日数の８割以上の日に出勤（この条及び次条の規定に基づく休暇並びに第15条の規定に基づく育児休業に係る日については、出勤したものとみなす。）をした場合における当該一般職非常勤職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる日数とする。  ４　一般職非常勤職員の任用期間が連続する場合において、当該連続する任用期間において知事、労働委員会若しくは収用委員会の事務部局又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会若しくは議会の事務部局（以下「教育委員会等の事務部局」という。）に所属するとき（当該連続する任用期間において、いずれも教育委員会等の事務部局に所属するときを除く。）は、これらの任用期間を合算した期間を一の任用期間とみなして、第１項及び第２項の規定を適用するものとする。  ７　年次休暇の日数の計算は、会計年度による。  ８　年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。  【別表第1】   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 日数 | | １週間当たりの勤務日の日数が５日以上の者 | 10日 | | |
|  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【別表第２　１週間当たりの勤務日の日数が定められている者】   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 日数 | | | | | | | 勤続勤務年数が  １年以上２年未満 | 勤続勤務年数が  ２年以上３年未満 | 勤続勤務年数が  ３年以上４年未満 | 勤続勤務年数が  ４年以上５年未満 | 勤続勤務年数が  ５年以上６年未満 | 勤続勤務年数が  ６年以上 | | １週間当たりの勤務日の日数が５日以上の者 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 | | 以下略 | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年１月22日）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田土木事務所 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 種別・数量 | 使用許可期間 | 年間  使用料 | 納付日 | | 電力供給 | 電柱６本  支柱３本  支線３本 | 平成30年６月１日から  平成31年３月31日まで | 22,000円 | 平成30年６月20日 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：令和元年11月11日）

教育センターにおける教職員研修の効果測定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：教育センター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| 1　教育センターでは、教職員の資質向上及び指導力向上を図るため、教職員のキャリアステージや  それぞれの職に応じて実施する｢①総合研修｣、さまざまな教育課題をテーマとした｢②課題別研  修｣、教科指導等の専門性や授業力の向上を図る｢③授業力向上研修｣を実施している。  ２　研修の対象者  府立学校・市町村立学校園・私立学校園・国立学校園の教職員  　３　実施状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　分 | 種　　　　　　　　　　別 | 平成30年度 | | 総合研修 | 初任者、教職等経験者（５年次・10年次等）、  管理職、養護教諭など  70コースを設定（主に法定研修） | 10,777人 | | 課題別研修 | 「教育相談・生徒指導」、人権教育、特別支援教育、  ＩＣＴ活用など　56コースを設定 | 6,373人 | | 授業力向上研修 | 授業づくり全般、国語、「社会・地理歴史・公民」、「算数・数学」、理科、体育、「音楽・図画工作・  美術・書道」、英語、道徳など  55コースを設定 | 2,411人 | | 計 | | 19,561人 |   　４　研修の効果測定  　　(1)　研修終了時におけるアンケート調査（実施対象：全研修）    　（主な質問項目）  　　　　　①　受講された研修はあなたの期待やニーズにこたえたものでしたか。  　　　　　②　研修の内容は理解できたと思いますか。  　　　　　③　研修の内容は充実していたと思いますか。  　　　　　④　この研修で得たことを、今後の職務に生かすことができると思いますか。  　　　　　⑤　この研修で得たことを、あなたの学校で報告したり、広めたりしたいと思いますか。    　　(2)　「自己成長・確認シート」による受講者本人の自己評価（実施対象：初任者研修）  　　　　小学校・中学校、高等学校、支援学校の初任者研修（４月～２月[約20回]）時において、「①  授業づくり、②学級（ＨＲ）づくり、③子ども理解・生徒指導、④教員としての基礎的素養」  の４つの領域ごとに８項目（計32項目）の視点を設定し、研修の前期、中間期、後期の年３回  において、受講者本人が自己評価を行っている。  (3)　研修最終回における振返り（実施対象：初任者・10年経験者研修）  初任者研修及び10年経験者研修では、研修の最終回で１年間の研修について振り返る機会を  設けている。  (4)　研修課題の一環として行っている自己評価  （実施対象：10年経験者等の中堅教諭等資質向上研修）  法定研修のうち10年経験者等の中堅教諭等資質向上研修時においては「理論」「実践」「検証」の３回を１セットとした「ユニット型研修」を実施。受講者は、集合研修「理論」で学んだ内容を、所属の学校で「実践」し、その成果・課題をレポートにまとめ、再度、集合研修「検証」にて自己評価を行っている。 | 研修期間中及び研修終了時点におい  て一定のアンケート調査等を実施して  いるが、これについては研修内容に対す  る感想（満足度）や自己評価にすぎず、  研修により習得したスキル等を学校現  場に持帰り「実践・活用」されているか  について把握されていない。  　また、受講者が研修で学習した内容の  理解度・習得度についても、把握されて  いない。 | 研修により習得したスキル等は学校現場において、児童・生徒等へ還元されるべきものである。このことから、研修の効果をより的確に把握するためには、研修で学習した内容の理解度・習得度の測定や研修終了時から一定期間経過した後における、学校現場での行動変容（スキルの活用実態等）が把握できる仕組みを検討するとともに、把握した測定結果等を分析・評価し、その成果を研修内容の改善・工夫に活用されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年12月11日、事務局：令和元年10月30日）

契約手続、履行確認及び支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 今宮高等学校 | 下記の業務委託契約について、受注者から徴取した見積書に発行年月日の記載がなかった。また、契約書（仕様書）で定める必要な届出等が受注者からなされていなかった。さらに、請求書の原本を徴取することなく、支払手続を行っていた。  委託名称　英語検定２級・準２級対策講座（550,560円）  　・個人情報取扱作業責任者届（契約書第６条関係　特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記  事項第３）  　・授業計画書（契約書第８条及び仕様書10）  　・業務報告書（契約書第13条第３項） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止  に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法】  （支出の方法）  第232条の５　普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。  【大阪府財務規則】  （支出の命令）  第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。  【会計事務の手引】  第４章　支出  第３節　支出命令  ３　支出命令(支出命令審査)の留意点   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 留意点 | 説明 | 法令等 | | ６必要書類は添付されていますか | （第10節　節別必要添付書類　参照）    ※請求書について  　地方財務実務提要によると、請求書とは、債権者が地方公共団体に対して有する債権額の支払いを請求する書類であって、債権債務関係を確定する一手段です。このことから、請求書は、正当債権者が発行したもので、その意思が正しく表示されたものでなくてはならず、経理担当者が債権者から直接受理したものであるから間違いは無いというのではなく、第三者(出納機関も当然含まれます。)が見ても、正当なものとして確認できなければなりません。 |  | |  | 以上のことから、適法な請求書とは、次の要件を備えているものをいいます。  (1)債権者の表示（住所、氏名(法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）並びに押印)  (2)債務者の表示  (3)債権の内容  (4)請求金額  (5)請求年月日  となっています。(地方財務実務提要P3075)  （以下略） |  | | ７正当債権者のための支出ですか |  | 地方自治法  第232条の５ | | (1)債権者名に誤りは、ありませんか。 | ・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。 |  |   【見積書、納品書及び請求書などの日付記載について（通知）（抜粋）】  （平成22年３月26日付け会第3415号　会計局長通知）  　業者等から提出される納品書及び完了届については納品日又は完了日、見積書及び請求書については発行年月日が記載されているものを提出するよう依頼し、日付の記載を確認の上受領すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月29日）

経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中津支援学校 | 下記の事業に係る講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 単位（円）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業の実施日 | 区　分 | | 講師謝礼の金額 | 源泉徴収額 | 差引支給額 | | 平成30年  12月25日 | 誤 | | 21,980 | 2,042 | 19,938 | | 内　訳 | 報償費 | 20,000 | 2,042 | 17,958 | | 旅費 | 1,980 | 0 | 1,980 | | 正 | | 21,980 | 2,244 | 19,736 | | 内　訳 | 報償費 | 20,000 | 2,042 | 17,958 | | 旅費 | 1,980 | 202 | 1,778 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【所得税法】  （源泉徴収義務）  第204条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。  　一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金  【所得税法施行令】  （報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）  第320条　法第204条第１項第１号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第６項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。  【所得税基本通達】  第６章　報酬、料金等に係る源泉徴収  　法第204条《源泉徴収義務》関係  〔共通関係〕  （報酬、料金等の性質を有するもの）  204－2　法第204条第１項第１号、第２号及び第４号から第７号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。  （報酬又は料金の支払者が負担する旅費）  204－4　法第204条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第５号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204－2及び204－3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月28日）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港南造形高等学校 | 行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、令和元年度分について、使用開始の日前（平成30年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 許可期間 | 許可数量 | 金額（円／年） | 納付日 | | 学校食堂 | 平成28年４月１日から  令和３年３月31日まで | 101.60㎡ | 318,270 | 令和元年５月31日 | | 自動販売機 | 平成28年４月１日から  令和３年３月31日まで | ４台 | 74,730 | 令和元年５月31日 | | 行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納入させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年12月10日）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 城東工科高等学校 | １　平成31年１月に３箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間のうち平成30年12月において通勤実績があるにもかかわらず、同月分の通勤手当を含めずに算出したため、手当支給額に誤りがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 追給すべき額 | | 平成30年12月から平成31年３月まで | 52,790円 | 71,310円 | 18,520円 |   ２　平成30年４月に６箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、また同年６月に誤って必要のない追給を行い、過払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | 平成30年４月から同年９月まで | 128,500円 | 56,990円 | 71,510円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年12月５日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾支援学校 | 平成30年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが２件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 追給又は戻入すべき額 | | 平成30年４月から同年９月まで | 93,810円 | 94,550円 | 追給額　 740円 | | 平成30年10月から平成31年3月まで | 25,200円 | 21,000円 | 戻入額　4,200円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月６日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺支援学校 | 平成30年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが１件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 | | 平成30年５月から同年９月まで | 35,500円 | 28,400円 | 7,100円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の給与に関する条例】  （通勤手当）  第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  ２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  【職員の通勤手当に関する規則】  （支給対象期間）  第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  （支給方法等）  第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）  【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】  第４条関係  １　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月19日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 和泉総合高等学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが１件あった。   |  | | --- | | 診断書における休業期間 | | 平成30年５月15日から同年７月14日まで（61日間） | | 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。  【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】  （病者の報告等）  第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。  　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員  　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員  　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月31日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺聴覚支援学校 | 人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 平成30年  ８月７日 | 午前８時30分  から  午後２時30分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の１に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）  第７章　服務  　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）  　　○条例に基づく職務専念義務の免除  　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条　例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診 |  |   【平成30年度公立学校共済組合大阪支部主催による保健事業参加者に対する職務に専念する義務の免除について（回答）】  大阪府教育委員会教育長（教福第1391号　平成30年３月30日）  平成30年３月29日付け公立阪第584号で依頼のありました標記保健事業については、「大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」（平成27年大阪府条例第６号）第２条第１項及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」（昭和26年大阪府条例第21号）第２条第２号に基づく厚生に関する計画として承認し、教育長及び下記の機関に勤務する職員が別紙「平成30年度保健事業計画一覧」に掲げる事業への参加に必要な範囲において、職務に専念する義務を免除することとします。  記  １　大阪府教育庁  ２　大阪府教育センター  ３　大阪府立中之島図書館  ４　大阪府立中央図書館  ５　大阪府立学校  （別紙）  平成30年度保健事業計画一覧  注意事項  〇職務免除申請  　職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第２号に基づき、「厚生に関する計画の実施に参加する場合」として、参加される教職員が必要な範囲内（時間単位又は日単位）で服務権限者（学校長等）に申請すること。  ○職務免除の範囲  　当該厚生計画の参加に要する時間又は日（往復の交通手段の時間を含む。）は、申請に応じて服務権限者（学校長等）において判断し、承認されること。  　（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月12日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾支援学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが３件あった。   |  | | --- | | 診断書における休業期間 | | 平成30年12月17日から平成31年２月７日まで（53日間） | | 平成30年７月23日から同年８月23日まで（32日間） | | 平成30年８月７日から同年９月６日まで（31日間） | | 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。  【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】  （病者の報告等）  第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。  　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員  　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員  　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員  【大阪府公有財産規則】  (管理の原則)  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  (使用許可の範囲)  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。  【大阪府公有財産規則】  (管理の原則)  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  (使用許可の範囲)  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月６日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺支援学校 | 30日以上病気休暇等を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが５件あった。   |  | | --- | | 診断書における休業・休職期間 | | 平成30年５月16日から同年10月28日まで（166日間） | | 平成30年６月７日から同年７月６日まで（30日間） | | 平成30年６月11日から同年９月７日まで（89日間） | | 平成30年10月26日から同年12月28日まで（64日間） | | 平成31年１月15日から同年３月31日まで（76日間） | | 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。  【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】  （病者の報告等）  第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。  　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員  　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員  　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員  【大阪府公有財産規則】  (管理の原則)  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  (使用許可の範囲)  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。  【大阪府公有財産規則】  (管理の原則)  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  (使用許可の範囲)  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月19日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育センター | 職員Ａの出勤簿を確認したところ、当該日において出退勤の記録がなかった。原因を調査すると、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、システム入力を怠っていたため、出退勤の記録が未入力であった。また旅費についても未払であった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 | | 大阪市 | 平成31年２月15日 | 360円 | | 速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底すること、また、直接監督責任者による確認を徹底し、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月30日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育センター | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが２件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 平成31年１月 | １名 | ２件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月30日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾支援学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが６件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事実発生時期 | 人数 | 延べ件数 | | 平成30年３月  平成30年５月  平成30年６月  平成30年11月 | １名  １名  １名  １名 | １件  ３件  １件  １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月６日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 今宮高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 1.255㎡ | 省エネルギーサービス  （ESCO事業）契約に係る  機器の設置 | 24,240円 | （注１）  平31.４.１～令２.３.31 | | 建物 | 163.098㎡ | | 工作物 | 0.36㎡ | 大阪市長・大阪府知事選挙  ポスター掲示場の設置 | 免除 | （注２）  平31.３.15～平31.４.12 | | 工作物 | 0.24㎡ | 統一地方選挙（市会・府会）ポスター掲示場の設置 | 免除 | （注２）  平31.３.22～平31.４.12 |   ※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「平30.４.１～平31.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳に登録記録が全くなかった。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月29日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾支援学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新登録を行っていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 電柱５本  支柱２本 | 電柱の設置 | 15,900円 | （注１）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 電話柱２本  支線１本 | 電話柱の設置 | 4,500円 | （注１）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 電柱１本  （共架） | 電柱（共架）の設置 | 1,500円 | （注１）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 電柱３本  （共架） | 電柱（共架）の設置 | 4,500円 | （注１）  平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 電柱２本  （共架） | 電柱（共架）の設置 | 免除 | （注２）  平31.４.１～令２.３.31 | | 建物 | 公衆電話  卓上型１台 | 公衆電話の設置 | 3,990円 | （注２）  平31.４.１～令２.３.31 |   ※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「平25.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳では許可期間が、「平29.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月６日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿武野高等学校 | 平成31年３月27日付で寄付を受諾した、下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 家具什器類 | 冷暖房器具 | 平成31年３月27日 | １ | 407,138円 | | エアコン（天井吊り下げ型） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月24日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港南造形高等学校 | 食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。   |  |  | | --- | --- | | 品名 | 数量 | | 食器返却槽　他 | 31 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】  （普通財産の貸付け等）  第４条　普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。  （物品の譲渡及び貸付け）  第６条  ２　第４条第１項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。  【大阪府財務規則】  （物品の貸付け及び交換）  第85条　物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。  （物品の貸付期間）  第86条　物品の貸付期間は、１年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年12月10日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾支援学校 | 下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。     |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 機械器具類 | ＯＡ器具類 | 平成30年10月26日 | １ | 118,800円 | | ワイヤレス電子黒板キット | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月６日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田支援学校 | 保管している備品のうち無作為に６件抽出し、備品ラベル貼付の有無を確認したところ、下記の４点について、備品ラベルが貼付されていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 物品番号 | 備品名 | | 060193760000 | インクジェットプリンター | | 120041230000 | 電子黒板機能搭載プロジェクター | | 041655300000 | ヤマハピアノ | | 110002400000 | ワイヤレスアンプ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、保管しているその他  の備品についても、改めて備品ラベル貼付の有無を確認し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  第74条  ２　物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第74条関係  規則第74条第２項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難いときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月21日）

印影印刷物の管理不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺東高等学校 | 公印（学校長印）を印影印刷した生徒証について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。  ・生徒証　700枚 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府教育委員会公印規程】  (公印の印影の印刷)  第12条　公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。  ２　前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月30日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港南造形高等学校 | 公印（学校長印）を印影印刷した生徒証について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。  ・生徒証　700枚 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府教育委員会公印規程】  (公印の印影の印刷)  第12条　公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。  ２　前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年12月10日）

ハラスメント根絶に向けた取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪府警察本部警務部警務課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) |
| １　ハラスメントに関する相談件数の推移（暦年比較）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 令和元年  (10月末現在) | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 | | セクシュアル・ハラスメント | 20件 | 24件 | 22件 | 10件 | 16件 | | パワー・ハラスメント | 77件 | 66件 | 66件 | 56件 | 37件 | | 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | | その他のハラスメント | ０件 | １件 | ０件 | ０件 | ０件 | | 合計 | 97件 | 91件 | 88件 | 66件 | 53件 |   　 相談先の内訳　　 各所属　令和元:64件、平成30:78件、平成29:80件、平成28:53件、平成27:50件  （令和元年８月末）　本部警務課　令和元:10件、平成30:10件、平成29:８件、平成28:10件、平成27:３件  　　　その他　令和元:１件、平成30:３件、平成29:０件、平成28:３件、平成27:０件  ２　「大阪府警察ハラスメント対策要綱」とハラスメント対策推進体制について  (1)「大阪府警察ハラスメント対策要綱」（平成27年１月施行、平成30年７月最終改正）  　（目的）ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、大阪府警察に勤務する職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保すること。  　（対象）ハラスメント：他の職員の人格若しくは尊厳を害し、他の職員に精神的若しくは身体的に苦痛を与え、又は他の職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす職員の不適切な言動（下記①から④まで）  ①セクシュアル・ハラスメント、②パワー・ハラスメント、③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、④その他のハラスメント  　（定めている事項）  ・不利益な取扱いの禁止、・職員の認識すべき基本的事項、・監督者の責務、・職員の責務、  ・ハラスメント対策推進体制、・相談等、・相談等への対応、・排除等の措置、・保秘  (2)ハラスメント対策推進体制  （本部）総括責任者（副本部長）→総括副責任者（警務部長）→推進責任者（警務課長）  →推進担当者（警務課課長補佐）  　（各所属）取扱責任者（所属長）→取扱副責任者（次長、副署長等）  →取扱担当者（警部以上で取扱責任者が指定する者(警察署では総務課長)）  →取扱補助者（※）（警部補以下で取扱責任者が指定する者(２人以上指定。複数の女性職員が配  置されている所属にあっては、やむを得ない理由がある場合を除き１人以上は女性) )  　　　　　（※）取扱補助者：相談しやすい体制づくりのため、平成30年８月より設置  (3)取扱補助者の設置状況（令和元年８月現在）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 職員数（単位：名） | | | 取扱補助者数（単位：名） | | | | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | | 本部所属 | 7,306 | 6,037 | 1,269 | 195 | 97 | 98 | | 警察署 | 16,286 | 14,316 | 1,970 | 304 | 179 | 125 | | 合計 | 23,592 | 20,353 | 3,239 | 499 | 276 | 223 |   【各所属の状況（一例）】  ①本部所属  　情報管理課：職員数169名（うち女性54名）　取扱補助者２名（うち女性１名）  　教養課：　　職員数104名（うち女性19名）　取扱補助者５名（うち女性２名）  ②警察署  　　　　曽根崎：　　職員数375名（うち女性63名）　取扱補助者２名（うち女性１名）  　　　　鶴見：　　　職員数189名（うち女性24名）　取扱補助者７名（うち女性１名）  　　　　八尾：　　　職員数370名（うち女性42名）　取扱補助者15名（うち女性２名）  (4)取扱補助者の設置に関する考え方  ・勤務場所が複数か所に分かれているなどの所属ごとの事情に応じ、各所属の取扱責任者（所属長）の判  断で設置  ・本部所属、警察署とも、職員数に応じた設置人数に関する基準なし。  　（職員数に応じた設置基準を設けていない理由）職員に身近な相談窓口であることから、人物の適性等  を考慮する必要があり、職員数に応じた設置基準を設けると制度自体が形骸化するおそれがある。  　　・誰が取扱補助者であるかは、職員録に印が付されているため、閲覧すればわかるようになっている。  (5）相談等とその対応   |  |  | | --- | --- | | 相談者 |  | | ↓ | 相談 | | 取扱担当者及び取扱補助者 |  | | ↓ | 当該相談等の内容を報告 | | 取扱副責任者 |  | | ↓ | 当該相談又は相談等の内容を報告 | | 取扱責任者 |  | | ↓ | 当該相談等の内容を通報 | | 推進責任者 |  | | ↓ | 総括副責任者(警務部長)経由で相談等の内容を報告 | | 総括責任者 |  |   　(6)ハラスメント対策推進体制の職員の視点に立った検証について  ハラスメントの発生状況を検証した上で取扱補助者を新設し、相談しやすい環境づくりを行っており、  現時点ではハラスメントの相談をしにくいという声は聞かれていないとして、利用者の視点に立った検証は行っていない。  ３　ハラスメント防止に向けた取組  (1)指示・教養の実施  ・警視・警部昇任予定者研修、職場実習指導員研修等における講義  ・警察署での巡回教養・女性教養  ・各種専科・初任科・初任補修科での教養  ・ライフサイクルプラン研修・職員研修での教養  ・各所属での教養  ・ハラスメント理解度テスト  （職員がハラスメントに関する正しい知識・理解を持つために平成30年６月に配信。受検は任意）  (2)資料の作成・配布  ・大阪府警察ハラスメント対策ハンドブック（常時大阪府警察内ネットワーク掲載）  ・ハラスメント注意報（警務課随時発行）  どのような行為がハラスメントになるのかの紹介、ハラスメントの認知件数・行為者の内訳等、ハラ  スメント防止に関する教養の推進、ハラスメント相談窓口の紹介など  ・監察だより（監察室随時発行）  ・所属教養推進月報  ・教養ＤＶＤ貸出  (3)発生事例の共有  ・ハラスメント注意報  (4)会議の実施  ・署長会議、副署長会議等における訓示  ・方面本部長会議、方面区内署長会議における検討  (5)警務部長通達「パワー・ハラスメント防止に向けた取組について」及び監察室長通知「真に考えさせる教養（パワー・ハラスメント）の実施について」  ・目的：パワー・ハラスメントの発生事例を見ると、階級・世代間の考え方の隔たり等の問題が多く見受けられることから、アンケート及び小集団検討会を行い、階級、世代間の認識の違いを共有、理解させた上で活発な議論を行い、パワー・ハラスメントの防止を図る。  ・取組実施期間：平成31年３月13日から令和元年９月30日までの間  ・対象：全職員  ・取組１　パワー・ハラスメント、指導の在り方等に関する意識についてのアンケート（監察室へ報告）  取組２　パワー・ハラスメントの事例検討による小集団検討会の実施  考え方の世代間ギャップ、当事者間のコミュニケーション不足、相手に合わせた指導方法などを検討事項とし、警察官向けの事例３題、一般職員向けの事例１題により、小集団単位で検討を行う。  ・上記の取組１、２を踏まえ、所属ごとにパワー・ハラスメントの防止に向けた具体的対策を策定し、推進すること。 | １　平成30年８月より取扱補助者を設置したが、人物の適性等を考慮する必要があるとして、客観的な選任基準を設けることなく、配置人数は所属長に任されており、適正な配置となっているか検証が困難な状況にある。  例えば、所属の人員数が大きい所属よりも小さい所属の取扱補助者数が多い場合や、同程度の職員数である所属でも取扱補助者数に大きな差が生じている。  ２　パワー・ハラスメントの防止に向けて、全職員を対象に警務部長通達に基づく教養（研修）が実施されたが、セクシュアル・ハラスメント等の他のハラスメントに関しては実施されていない。  ３　職員相談窓口については、大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき設置されているが、相談しやすい制度となっているかどうか、職員の視点に立った検証が行われていない。 | １　取扱補助者について、その養成に努めるとともに、所属の規模、業務の性質、男女比の配置状況等に対応した指定基準を設けられたい。  ２　全てのハラスメントの根絶に向けて、パワー・ハラスメントに加え、セクシュアル・ハラスメントなど他のハラスメントに関しても、認識の違いを共有し、一層の理解を深めるよう取り組まれたい。  ３　職員がハラスメントに関して相談しやすい制度となっているか、職員の視点に立った検証を実施されたい。 |

監査(検査)実施年月日(委員：令和元年11月22日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで)

特殊詐欺対策について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪府警察本部生活安全部府民安全対策課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) |
| １　大阪府における特殊詐欺の現状  (1)過去３年間の認知件数及び被害金額((　)内は対前年比)　　　　　　　（窃盗を含まない）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 平成30年 | | 平成29年 | | 平成28年 | | |  | 認知件数 | 被害金額  (千円) | 認知件数 | 被害金額  (千円) | 認知件数 | 被害金額  (千円) | | 全国 | 16,496  (-9.4％) | 36,394,000  (-7.8％) | 18,212  (+28.7％) | 39,475,000  (+3.2％) | 14,154  (+5.0％) | 40,766,000  (-15.4％) | | 大阪 | 1,622  (+1.6％)  【過去２位】 | 3,575,456  (-4.9％) | 1,596  (-2.3％) | 3,760,201  (-28.5％) | 1,633  (+39.6％)【過去最高】 | 5,261,211  (+26.1％) |   (2)令和元年９月までの特殊詐欺発生状況　　　　　　　　　　　　　　　　　（窃盗を含む）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | 令和元年(1-9月) | 平成30年(1-9月) | 増減 | 増減率 | | 全国 | 件数 | 12,382件 | 12,806件 | -424件 | -3.3％ | | 金額 | 22,253,265千円 | 27,338,932千円 | -5,085,667千円 | -18.6％ | | 大阪 | 件数 | 1,399件 | 1,138件 | 261件 | 23.0％ | | 金額 | 2,007,831千円 | 2,640,847千円 | -633,016千円 | -24.0％ |   ２　特殊詐欺被害防止への取組について  (1)大阪府警察での取組  ア　おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター事業（国の消費者行政推進事業交付金による事業  （国庫100％））  押収名簿やハローページなどを活用し、押収名簿登載者やアポ電（※１）多発地域の住民に対し、電話でリアルタイムな注意喚起や特殊詐欺の手口についての広報などを実施  （※１アポ電：特殊詐欺の手口の一つで、家族構成や資産状況などを言葉巧みに尋ねる電話）  （実績）各年８月１日から翌年３月31日(平成28年度は10月31日)まで実施  （国交付金の交付決定手続等の関係で、各年度８月からの実施となっている。）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | | 総架電件数 | 80,946件 | 81,050件 | 70,456件 | | 完了件数（※２） | 44,136件 | 44,477件 | 45,517件 | | 注意喚起実施件数（※３） | 37,969件 | 37,215件 | 34,474件 |   　（※２完了件数：総架電件数のうち、応対した件数、留守番電話へ吹き込んだ件数、拒否された  件数、架電不能の件数の合計）  　（※３注意喚起実施件数：完了件数のうち、応対した件数、留守番電話へ吹き込んだ件数の合計）  イ　その他の取組  (ｱ)圧着式ハガキによる注意喚起(大阪府消費生活センターと連名で送付)  押収名簿等登載者に対して、圧着式ハガキの送付により注意喚起を実施  （平成30年度実績　25,000枚送付）  (ｲ）特殊詐欺被害防止チラシ等作成  警察署が行うキャンペーン、防犯教室、居宅訪問等を通じ、多発する手口に即してより理解しやすい広報啓発活動に活用  （平成30年度実績　チラシ400,000枚、ポスター35,000枚）  (ｳ)警察官による無人ＡＴＭ警戒  府内の無人ＡＴＭ付近で警察官による集中的な警戒を実施  (ｴ)警察官による戸別訪問  交番・駐在所の警察官が、受け持ち区域内の高齢者宅などを訪問し特殊詐欺の手口や被害防止策などを教示  (ｵ)各警察署での主な取組  ・高齢者が多数集う機会及び場所を利用した防犯教室の実施  ・金融機関、コンビニ、宅配事業者等と連携した水際防止対策  ・警ら用無線自動車の車載マイクを活用した特殊詐欺等犯罪被害防止に向けた防犯広報活動  ・防犯機能付き電話の設置促進  (2) 特殊詐欺被害防止に向けた自治体との協定締結  特殊詐欺被害防止対策における自治体との連携強化のため、府内警察署と地元自治体との協定締結を促進している。  ・令和元年11月時点で未締結の警察署：25署（未締結の自治体等：８市２町１村14政令市の区）  　　　　吹田市、池田市、八尾市、松原市、柏原市、岸和田市、貝塚市、富田林市、  太子町、河南町、千早赤阪村  （大阪市）北区、都島区、此花区、中央区、西区、港区、城東区、天王寺区、東成区、阿倍野区、  　　　　　住之江区、住吉区、西淀川区、東淀川区 | 特殊詐欺被害防止対策における自治体との連携強化のため、府内警察署と地元自治体との協定締結を促進しようとしているが、令和元年11月時点で25警察署において未締結である。 | 警察本部は、各警察署が自治体との特殊詐欺被害防止対策に関する協定締結が円滑に行われるよう、市長会・町村長会を通じるなどして働きかけを行われたい。 |

監査(検査)実施年月日(委員：令和元年11月22日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで)

契約手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  総務部  装備課 | 随意契約で、誤って価格検証の結果で不採用とすべき業者に発注してしまったことから、採用業者に支払うよりも高額の支払を行っていた。  (1)契約名：自動車修繕  (2)契約期間：平成30年７月６日から同月20日まで  (3)支出額：63,385円  　【参考】電話見積確認書より   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 見積業者の名称 | 自動車修繕一式 |  | | Ａ株式会社 | 63,385円 | 採用 | | 株式会社Ｂ | 58,644円 | 不採用 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  総務部  施設課 | 廃油収集運搬処分委託業務が、契約期間内に完了していなかった。  (1)契約名：大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務  (2)契約期間：平成31年３月28日から同月29日まで  (3)処分完了年月日：平成31年４月５日  (4)支出額：43,200円   |  | | --- | | 【参考】大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務（単価契約）単価契約書より  （検査）  第13条　受注者は、業務が終了した後、中間処理については産業廃棄物管理票Ｄ票を発注者に提出し、検査を受けなければならない。 | | 検出事項について、再発防止に向け必要な対策を講じられたい。   |  | | --- | | 【会計事務の手引】  【注】検査日と歳出の会計年度所属区分  　工事請負費、物件購入費、運賃の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものの歳出に係る会計年度所属区分は、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日とされています（地方自治法施行令第143条第1項第4号）（行政実例昭38.12.19）  　年度末に履行が完了した場合であっても、３月31日までに検査を終えていなければ、当該年度の予算から支出することができなくなるので、注意してください。  【廃棄物の適正処理について：平成31年３月　産業廃棄物指導課・会計指導課】  【７】マニフェスト返送票の確認と支払手続き  7-4産業廃棄物の処理を依頼して最終処分までに要する日程は長期間かかります。つまり、処理の依頼の時期が遅くなると、Ｅ票が戻ってくるのが年度を越えてしまい、支払が困難になります。そこで、Ｄ票の確認ができたら、その日を検査日として支払をして差し支えありません。ただし、支払完了後もＥ票の確認は必要です。もちろんＥ票の早期確認が可能であれば、Ｅ票を確認のうえ支払うことは言うまでもありません。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  　総務部  　　会計課 | 下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の  変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。  契約名称：平成30年度大阪府警察学校で使用する電気の需給   1. 変更経費支出伺の起案日：平成31年４月17日   (2)変更額：37,000円（増額） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【会計事務の手引】  第４章第２節  ２　支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成）  (2)　経費支出伺書を作成する時期  経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。  したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書  を作成し、決裁を終えなければなりません。  ３　支出負担行為としてとらえる時期  支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 節の名称 | 支出負担行為としてとらえる時期 | 支出負担行為の範囲 | | 11需用費 | 契約を締結するとき | 契約金額 |   【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。  何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください（昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」）。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  　総務部  　　会計課 | 下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の  変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。  契約名称：平成30年８月～平成31年３月分総合訓練センターで使用する電気調達   1. 変更経費支出伺の起案日：平成31年４月９日   (2)変更額：220,000円（増額） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【会計事務の手引】  第４章第２節  ２　支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成）  (2)　経費支出伺書を作成する時期  経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。  したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書  を作成し、決裁を終えなければなりません。  ３　支出負担行為としてとらえる時期  支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 節の名称 | 支出負担行為としてとらえる時期 | 支出負担行為の範囲 | | 11需用費 | 契約を締結するとき | 契約金額 |   【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。  何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください（昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」）。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  　総務部  　　会計課 | 下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の  変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。  契約名称：平成30年度本部本庁舎で使用する電気調達   1. 変更経費支出伺の起案日：平成31年４月９日   (2)変更額：810,000円（増額） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【会計事務の手引】  第４章第２節  ２　支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成）  (2)　経費支出伺書を作成する時期  経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。  したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書  を作成し、決裁を終えなければなりません。  ３　支出負担行為としてとらえる時期  支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 節の名称 | 支出負担行為としてとらえる時期 | 支出負担行為の範囲 | | 11需用費 | 契約を締結するとき | 契約金額 |   【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。  何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください（昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」）。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  総務部  施設課 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。  契約名称：信号機修繕（亀井東交差点）  (1)契約日：平成31年１月９日  (2)工　期：平成31年１月９日から同年３月25日まで  (3)経費支出伺の起案日：平成31年１月17日  (4)支出額：2,376,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |  |  | | --- | | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  総務部  施設課 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。  契約名称：固定灯火標識修繕（八尾市山城町一丁目２番８先ほか）  (1)契約日：平成30年７月３日  (2)工　期：平成30年６月22日から同年７月11日まで  (3)検査日：平成30年７月11日  (4)経費支出伺の起案日：平成30年７月18日  (5)支出額：103,140円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |  |  | | --- | | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部  総務部  施設課 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。  契約名称：信号機修繕（御厨栄町１丁目交差点）  (1)契約日：平成30年７月５日  (2)工　期：平成30年７月１日から同月10日まで  (3)検査日：平成30年７月10日  (4)経費支出伺の起案日：平成30年７月30日  (5)支出額：1,188,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 |  |  | | --- | | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港警察署 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 年間使用料 | 納付日 | | 食堂 | 平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | 175,600円 | 令和元年５月８日 | | 検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月20日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港警察署 | 管外旅費について、資金交付依頼が遅れたために、旅費の支出が旅行日から４か月以上遅れているものがあった。  　(1)出張先：東京都  　(2)旅行命令発令日：平成30年９月７日  　(3)出張期間：平成30年10月１日から同月２日まで  　(4)復命書提出日：平成30年10月３日  　(5)旅費支給額：29,540円  　(6)人　　　　　　数：１人  (7)資金交付依頼日：平成31年２月21日  (8)精算報告書作成日：平成31年３月22日 | 検出事項について、適時・適正な管外旅費の支出に係る事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【旅費計算管理業務実施要領】  第５　旅行命令簿の作成等  　１　旅行命令簿の作成  　　　旅行命令権者は、旅行命令を発するときは、取扱担当者  に端末装置により旅行命令簿を作成させるものとする。  第６　職員の旅費額の確認  　１　書類の作成  (2)　管外等旅行  　 取扱担当者は、管外等旅行の旅行命令が発せられたとき  は、当該管外等旅行について端末装置により旅費内訳書及  び旅費計算明細書を作成するものとする。  第７　職員の旅費の支給  　２　管外等旅行及び赴任  　(1)　支給の依頼  　　 所属長は、前記第６の３により取扱責任者が行う管外等  旅行又は赴任の旅行命令に係る点検が終了したときは、当  該内容を取扱担当者に端末装置により総合情報管理システ  ムに登録させて管外等旅行又は赴任に係る旅費に係る処理  を完了することにより、管外等旅行又は赴任に係る旅費の  支給の依頼を行うものとする。  　(2)　支給  　　 運用責任者は、前記(1)により支給の依頼があった所属に  ついて、当該依頼の内容を確認したうえ、管外等旅行又は  赴任に係る旅費を支給の対象となる職員の名義の口座に振  り込むものとする。(略) | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年11月20日）